

「後見制度支援信託」の運用にあたって（見解表明）

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦

本会は、「後見制度支援信託」の利用について、2011年3月に会としての見解を表明しました。その後、関係団体との協議が不十分であることから、その運用は延期され、5月以降、本会は最高裁判所との協議を重ねるため、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとともに、「後見制度支援信託」に関する合同協議会に参加しました。

合計7回の合同協議会をふまえ最高裁判所から10月24日に「後見制度支援信託」を開始することのプレスリリース、10月27日に「後見制度支援信託の目的と運用（イメージ）」が示されましたが、当内容について本会は下記のとおり見解を表明します。

2011年11月6日

1. 「後見制度支援信託」の運用の実態把握と見直し

身上配慮義務は当然に後見人等に課せられた義務であり、「後見制度支援信託」を利用する場合でも、本人の身上への配慮を怠ってはならない」ことが明記されているが、今回提示された「後見制度支援信託」は、親族後見人の不正のリスクを回避することが前面に出されている以上、親族後見人が被後見人のための身上監護およびそれに伴う積極的な財産活用よりも財産の保全が優先されることは否定できない。

従って、被後見人の権利擁護、身上監護の後退とならないよう、親族後見人に対する支援や研修体制、専門職の活用など、具体的な対応策について、継続的に検討が必要である。そこで、専門職能団体が関与して「後見制度支援信託」の運用の実態把握と見直しが定期的な実施されることを求める。

2. 後見制度を支える監督支援体制のあり方の継続的な検討

「後見制度支援信託」は、親族後見人の不正を防止するためのひとつの方策として提案されたものであるが、そもそもの根本の問題として、後見人等を支える監督支援体制が現実には十分機能していないことが合同協議の場では明らかになった。

この問題について、最高裁判所はもとより、関係省庁との継続的な協議検討の場が設置されること、そこに専門職能団体が関与していくことが必要である。

3. 後見人等推薦団体として専門職能団体が取り組むべき課題

後見制度の啓発推進とともに、後見人となるべき受け皿の拡大が求められている。専門職能団体に取り組むべき課題は、後見人等の養成・受任とともに、それぞれの地域において、家庭裁判所と連携し、親族や市民後見人に対する支援の役割を担うことが挙げられる。その際には、個人としての関わりのみではなく、地域の仕組みのなかで専門職能団体がその一翼を担うことが必要である。

また、後見人等推薦団体として、後見人等の質の担保も大きな課題である。

これらの課題について、本会は、都道府県社会福祉士会とともに引き続き取り組んでいく。